

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 共働き夫婦のマイホーム購入

Q : 私と妻は共働きです。この度、銀行から3,000万円を借り入れてマイホームを購入することになりました。借入れの名義は私一人ですが、返済は妻の収入と合わせて行う予定です。

この場合、マイホームの名義はどのようにしたらよいのでしょうか。私の所得は500万円、妻の所得は300万円です。

A : 所得あん分により共有名義にすれば、贈与税は課税されません。

【解説】

銀行等から資金を借り入れて住宅を取得した場合において、その借入資金の返済が借入者以外の者の負担によってされているときは、その負担部分は、借入者に対する贈与となります。

ただし、その借入者及び返済者が共働きの夫婦であり、しかも、借入金の返済が事実上夫婦の収入によって共同でされている場合には、その所得あん分により返済があったものとして取り扱われます。

したがって、ご質問の場合は、マイホームの名義を収入金額に応じた割合にすれば、贈与税の問題は生じません。マイホームの所有割合を夫婦の所得あん分により夫8分の5、妻8分の3として登記する場合には、贈与税は課税されないことになります。

